

- ① 質問：JU 推奨プライスボードまたは印刷ソフトでお勧めがあったら教えてほしい。  
回答：公取協より無料印刷ソフトが提供されているので会員の方は会員専用ページから使える。またJU ジャナイトでもマークんのプライスカードを期間限定で無料提供している。
- ② 質問：定期点検整備付きと保証有りの場合、注文書では車両本体価格と分けて記入してもいいのか。その場合、プライスボードの車両本体価格と注文書の本体価格は違っていいのか。  
回答：車両価格の内訳として記入することは問題ない。プライスボードの車両本体価格と注文書の価格は違っても良い。
- ③ 質問：プライスボードの支払総額は毎月変わると思うが、プライスボードを変えるのにどのくらいまでなら遅くなくてもいいか。  
回答：1、2 か月ぐらいなら遅れても大丈夫かと思う。月末に来月の支払総額を先回りして出すのも問題なし。
- ④ 質問：新古車を販売した際に新車保障継承費用は金額に含むか。  
回答：新車保証継承を保証付きで販売した場合は、費用を含んだ金額にしなければならない。引き渡した後にお客さん手続きしてもらう場合は保証なしで販売する。
- ⑤ 質問：注文書で整備費用は何と表示したらいいか。  
回答：正しくは定期点検整備または〇ヶ月点検と記載するのが良い。
- ⑥ 質問：支払総額表示の文字の大きさが決まっているということであったが、車両価格の文字を一番大きくして支払総額の文字を小さくなるのは有りか。  
回答：支払総額が一番大きくなる。支払総額の明細として車両価格があるので支払総額よりも小さくしておくのがルールとなる。
- ⑦ 質問：納車前点検をオプションとして取り扱う場合は車両価格と別でも問題はないか。  
回答：お客さんに選択権利がある費用は別にすることができる。ただしそのお店で全ての車に納車前点検をやっていて、その納車前点検の中身が商品化するための作業費だと解釈されてしまうもの（洗車やワックスがけ等）であると車両価格に含まれるべき費用だと指摘される可能性がある。
- ⑧ 質問：ホームページやチラシなどの販促物にも同様の支払総額表示が必要なのか。  
回答：基本的には公取協の会員であれば販促物にも支払総額表示を行う必要がある。
- ⑨ 質問：エアコンやナビが故障している場合は総額表示に含める必要はあるのか。  
回答：エアコンは標準装備が当たり前となっている。故障している車を売ってはいけな

いわけではないが、エアコンに不具合があるからこの金額であり、直すには+αかかりますとお客様に伝えられるのであれば、エアコン故障でこの価格であると表示するのは問題ない。故障している部分を表示せず、あたかも装備されているように販売することは不当表示に問われる可能性がある。

⑩ 質問：年度末に近い場合は自動車税1年分を先にのせて表示しても問題はないか。

回答：4月登録になった場合の価格であると明記しておけば規約違反に問われることはないと思う。

⑪ 質問：プライスボードの金額は手書きでも問題はないか。

回答：手書きでも問題はない。古い車両価格表示だけのプライスボードが大量にある場合は張り紙をして支払総額表示の内容を満たすように作り変えれば使用ができる。

⑫ 質問：ローンシュミレーションのポップを立てたい場合は、どのようにしたらいいのか。

回答：プライスボードは現金一括の場合の表示になる。プライスボードとは別枠でおすすめリースプラン等を立てることは問題ない。規約ではクレジットの訴求プランを掲示するルールが設けられているのでそのルールに沿った内容を別掲載する。

⑬ 質問：法定点検整備付きで契約し、点検したら交換部品がある場合は別途費用を請求してもいいか。

回答：やらなくてもいいような交換部品、おすすめでやっておいたほうが良い部品は別途請求も可能。交換しておかないと安全上問題が出たり、車検が通らない等ある場合に別途費用をもらうのはお客様の理解を得るのも難しいと思うので店の負担になると思う。

⑭ 質問：JUのプライスボードは有料になる予定か。

回答：1年後に月額980円からの予定でそれまでは無料期間となっている。

⑮ 質問：車検切れの展示車で保安基準を満たさない状態の車を（例えばタイヤ溝が1.6mm以下）お客様から現状渡しでの希望があった場合、そのまま引き渡すことは可能か。

回答：1.6mm以下でいいからこの金額で渡してほしいということであれば特に問題はない。売り手側の身を守る手段としてお客様に1.6mm以下であることを告げたという何らかの書面を作っておいたほうが良い。コンディションノートでも対応可能。